

（Ⅵ）行為許可等及び公園事業の取扱いに関する事項

1. 許可、届出等取扱方針

（1）特別地域

特別地域における各種行為についての自然公園法の行為許可申請に対する審査基準としては、「国立公園の許可、届出等の取扱要領」（平成 22 年 4 月 1 日付け環自国発第 100401006 号）第 6 に規定するとおり、自然公園法施行規則第 11 条に規定する許可基準（以下「許可基準」という。）及び「自然公園法の行為の許可基準の細部解釈及び運用方法について」（平成 22 年 4 月 1 日付け環自国発第 100401008 号）において定める許可基準の細部解釈によるほか、下記の取扱方針（審査基準）によるものとする。また、国立公園の保護又は利用の推進のために、行為に際し特に配慮を求める事項を下記のとおり定める。

行為の種類	取 扱 方 針
全行為共通	<審査基準> （ア）展望・眺望 ● 周囲の自然環境と調和し、第 3 章 1. に掲げる主要展望地からの展望・眺望を妨げないものであること。 （イ）規模 ● 第 3 章 1. に掲げる保全すべき景観資源の保全をはじめ、風致の保護上の判断に重点を置き、行為の目的を達成するために必要な最小限の規模とすること。 （ウ）残土処理方法 ● 国立公園区域外に搬出すること。ただし、行為敷地内における敷き均し等によって風致の保護上支障のないよう処理できる場合、又は、自然公園法に係る許可等を受けた他の行為に適切に流用できる場合はこの限りではない。 （エ）修景緑化方法 ● 行為に伴う支障木は、可能な限り行為地周辺の修景緑化に使用すること。 ● 工作物の周囲は、平成 27 年 10 月の「自然公園における法面緑化指針」を踏まえ、可能な限り修景緑化すること。 ● 修景緑化には、可能な限り行為地周辺に自生する在来種の植物又はその種子を使用すること。また、地表を改変する場合は、極力表土を保存し、修景緑化に利用すること。 <配慮を求める事項> ● 公園事業として執行することが適当な行為については、公園事業として執行すること。 ● 行為に際し外来生物を持ち込まないよう必要な措置を講ずること。 ● 第 3 章 3.（2）に掲げる希少野生動植物が行為予定地及びその周辺に生息又は生育する場合は、当該希少野生動植物へ悪影響を与えないよう必要な措置を講ずること。

1 工作物 (1) 建築物	<審査基準> (ア) 外部意匠・色彩・材料 ● 屋根の形状は、2/10～5/10 の勾配を有する切妻、寄棟等とすること。ただし、小規模な車庫、倉庫等や日本の伝統様式を踏襲する社寺等についてはこの限りではない。 ● 屋根の色彩は、こげ茶色系又は黒色系とすること。ただし、自然材料（木材、石材等）又は銅板葺きを用いる場合は素材色も可とする。 ● 壁面の色彩は、茶色系とすること。ただし、自然材料を用いる場合は素材色、また、公園利用者から望見されない場合は白色系又は黒色系も可とする。 <配慮を求める事項> ● 車庫、倉庫等小規模な付帯建築物は、極力主たる建築物と一体的に整備すること。 ● 法面や裸地が生ずる場合は、(2)道路（車道）<審査基準>(ウ)法面処理に準じて取り扱う。
(2) 道路(車道)	<審査基準> (ア) 線形・勾配 ● 曲線半径、道路の縦断勾配等は、極力現地形に順応させることなどにより、自然環境に与える影響を必要最小限とする計画であること。 (イ) 付帯工作物の外部意匠・色彩・材料等 ● 野生動物が生息する地域では、皿型側溝を用いるなど野生動物の移動を妨げないよう対策を講じること。 ● 橋梁の色彩はこげ茶色とすること。また、コンクリート橋は、コンクリートの明度を弱めること。ただし、公園利用者から望見されない箇所においては、この限りではない。 ● 防護柵は、ガードケーブルを用いること。ただし、安全確保上やむを得ない場合は、ガードレールも可とする。 ● 防護柵の色彩は、ケーブル部分を除きこげ茶色とすること。ただし、自然材料を用いる場合は素材色も可とする。 ● 案内標識等は必要最小限とし、デザイン、規格等の統一を図ること。 ● 道路照明は、光害予防の観点から、トンネル及びその周辺、橋梁及びその周辺、チェーン脱着所、待避所又は夜間に歩行者が利用する区間において、安全確保上やむを得ない場合に限定し、必要最低限のものとすること。また、その支柱等の色彩はこげ茶色とすること。ただし、自然材料を用いる場合は素材色も可とする。 ● 落石防止柵及び落石防止網の色彩は、支柱等の部分をこげ茶色とし、網の部分をこげ茶色又は光沢のない灰色とすること。 ● 擁壁等は、自然石等の自然材料を用いるか、自然材料を模した表面仕上げとすること。 (ウ) 法面処理 ● 切取及び盛土面は安定化を図るため、必要に応じて緑化等の措置を講ずること。

	● コンクリート吹付けは、安全確保上やむを得ない場合に限定し、コンクリートの明度を弱め、修景緑化することなどにより、風致への影響を軽減すること。 (エ) 廃道の取扱い ● 廃道敷は、工作物を撤去の上、修景緑化すること。ただし、やむを得ない理由により撤去することが困難な場合はこの限りではない。 <配慮を求める事項> ● 掘削によって生じた土砂及び岩石は極力工事現場において活用すること。 ● 掘削土を谷側や周囲へ流出させない措置を講じること。
(3) 配電・送電・通信施設	<審査基準> (ア) 位置・構造 ● 第3章1. に掲げる主要展望地、公園事業施設、及び公園利用者が通行する道路（車道及び歩道）からの展望・眺望に支障がない位置に設置するかこと。ただし、展望・眺望に支障がないよう地下埋設、自然物での遮蔽、既存工作物への付帯（添架）等を行う場合はこの限りではない。 ● 公園利用者から望見される既存施設については、建て替えに際し、可能な限り展望に支障がない位置への設置や地下埋設等を行うこと。 (イ) 色彩 ● 工作物の色彩は、背景に溶け込むよう、原則としてこげ茶色とすること。ただし、既存工作物に付帯（添架）させる場合は、既存工作物と調和する色彩とすること。 ● ケーブル類の色彩は、背景に溶け込むよう、原則としてこげ茶色又は黒色とすること。ただし、既存工作物に付帯（添架）させる場合は、既存工作物と調和する色彩とすること。 <配慮を求める事項> ● 通信施設は、建築物等の既存工作物へ付帯（添架）させること。 ● 電力線、通信線等は、共架又は既存支柱へ付帯（添架）させること。
(4) 自動販売機	<審査基準> (ア) 位置・配置 ● 既存建築物への付帯とし、軒下、建物壁面線より内側に埋込む等目立たない配置とすること。また、設置する数は必要最小限とすること。 (イ) 色彩 ● こげ茶色又は建物壁面と同一配色とすること。
(5) 治山・治水・砂防施設	<審査基準> (ア) 外部意匠 ● 工作物の露出部分は、自然石等の自然材料を用いるか、自然材料を模した表面仕上げとすること。ただし、公園利用者の展望・

	眺望に支障のない場合はこの限りではない。 (イ)法面処理 ● 切取及び盛土面は安定化を図るため、必要に応じて緑化等の措置を講ずること。 ● コンクリート吹付けは、安全確保上やむを得ない場合に限定し、コンクリートの明度を弱め、風致への影響を軽減すること。
2 木竹の伐採	<配慮を求める事項> ● 国有林及び民有林の施業については、「自然公園区域内における森林の施業について（昭和 34 年 11 月 9 日国発第 643 号）」及び「同（国有林の取扱）（昭和 48 年 8 月 15 日環自企第 516 号）」を基本として地域の風致に配慮した施業とすること。 ● 土場、作業道及び架線は、公園利用者から望見されないよう配慮した配置とすること。
3 土石の採取 (1)ボーリング	<配慮を求める事項> ● 湿原、温泉、湧水等の水文環境への影響を十分考慮すること。
(2)採石業等	<配慮を求める事項> ● 河川砂利の採取以外は行わないこと。 ● 公園利用者から望見されない位置で行うこと。 ● 第 3 章 3.（2）に掲げる希少野生動植物が生息又は生育する場所では行わないこと。 ● 湿原、温泉、湧水等の水文環境への影響を十分考慮すること。
(3)その他の土石の採取	<配慮を求める事項> ● 学術研究のために行われるもの以外は極力行わないこと。
4 広告物 (1)公園利用に係る標識類（仮設を除く）	<配慮を求める事項> ● 公園利用に係る標識類のデザインは、「自然公園等施設技術指針」（平成 25 年 7 月環境省自然環境局自然環境整備担当参事官室）における第 3 部第 7 章公共標識（サイン類）に準じたものとする。 ● 可能な限り外国語を併記すること。
(2)その他広告物（仮設を除く）	<審査基準> (ア)色彩、材料等 ● 本体に使用する材料は、原則として自然材料とし、色彩は素材色又はこげ茶色とすること。必要に応じてその他の材料を使用する場合は、背面部を含め、色彩はこげ茶色とすること。 ● 表示面に使用する色彩は、自然材料の素材色、茶色、ベージュを基調とすること。ただし、法令に基づくものや安全確保上必要なもの等公共性の高いものはこの限りではない。 ● 表示面に記載する文字は白色及び黒色を基本とすること。ただし、法令に基づくものや安全確保上必要なもの等公共性の高いものはこの限りではない。

	● 照明を使用する場合は、必要最低限とすること。 <配慮を求める事項> ● 乱立防止の視点から、必要最小限の個数とするほか、同種のもの及び同位置に設置するものは統合すること。 ● 必要に応じて外国語を併記すること。
5 学術研究共通	<配慮を求める事項> ● 行為にあたっては、あらかじめ志賀高原自然保護官事務所に連絡するとともに、申請書（協議書）及び指令書（回答書）の写しを携行の上、行為が許可されていることを示す腕章等を着用すること。 ● 公園利用者の集まりやすい場所における行為は避けること。 ● やむを得ず高山植物群落等に立ち入る場合には、植物の損傷を最小限とする措置を講じること。 ● 行為終了後 6 ヶ月以内に、行為の結果（ex:採取場所、採取数量等）及び当該行為に係る指令書（回答書）の日付・文書番号を記した書面を 2 部、志賀高原自然保護官事務所を経由の上、長野自然環境事務所へ提出すること。 ● 行為の結果に係る報告書を作成した場合は、当該報告書を 2 部、志賀高原自然保護官事務所を経由の上、長野自然環境事務所に提出すること。

（２）普通地域

普通地域内の行為に係る措置命令等の処分は、「国立公園の許可、届出等の取扱要領」（平成 22 年 4 月 1 日付け環自国発第 100401006 号）第 25 の規定に基づき、「国立公園普通地域内における措置命令等に関する処理基準について」（平成 13 年 5 月 28 日付け環自国第 212 号）によるほか、第 3 章 1. に掲げる主要展望地からの展望・眺望を著しく妨げる場合や第 3 章 1. に掲げる保全すべき景観資源の保全上著しい支障が生じる場合など、風景を保護するために必要があると認める場合に行う。

普通地域内の行為については、1. （１）特別地域の取扱方針を参考として風景の保護上適切な配慮がなされるよう指導する。また、行為地に適用される長野県、須坂市又は高山村の条例、指導指針等があればこれも参考として指導する。

なお、ゴルフ場の取扱については「国立公園普通地域におけるゴルフ場造成計画に対する指導指針について」（平成 2 年 6 月 1 日付け環自保第 343 号）に基づき指導する。

2. 公園事業取扱方針

事業決定の内容及び「国立公園事業取扱要領」（平成 22 年 4 月 1 日付け環自国発第 100401003 号）によるほか、下記の取扱方針（施設の基準、配慮を求める事項）によるものとする。

事業の種類	地区	取 扱 方 針
全事業共通	全地区共通	<施設の基準> (ア)残土処理方法 ● 国立公園区域外に搬出すること。ただし、事業敷地内における敷き均し等によって風致の保護上支障のないよう処理できる場合、又は、自然公園法に基づく許可等を受けた他の行為に適切に流用できる場合はこの限りではない。 (イ)修景緑化方法 ● 事業の執行に伴う支障木は、可能な限り事業敷地及びその周辺の修景緑化に使用すること。 ● 工作物の周囲は、平成 27 年 10 月の「自然公園における法面緑化指針」を踏まえ、可能な限り修景緑化すること。 ● 修景緑化には、可能な限り事業敷地周辺に自生する在来種の植物又はその種子を使用すること。また、地表を改変する場合は、極力表土を保存し、修景緑化に利用すること。 <配慮を求める事項> ● 行為に際し外来生物を持ち込まないよう必要な措置を講ずること。 ● 第 3 章 3.（2）に掲げる希少野生動植物が事業敷地及びその周辺に生息又は生育する場合は、当該希少野生動植物に悪影響を与えないよう必要な措置を講ずること。 ● 展望地においては、必要に応じて展望・眺望の支障となる木竹の伐採を行うこと。 ● 標識類は必要に応じて外国語を併記すること。
道路(車道)	各地区共通	<施設の基準> (ア)線形・勾配 ● 曲線半径、道路の縦断勾配等は、極力現地形に順応させることなどにより、自然環境に与える影響を必要最小限とする計画であること。 (イ)付帯工作物の外部意匠・色彩・材料等 ● 野生動物が生息する地域では、皿型側溝を用いるなど野生動物の移動を妨げないよう対策を講じること。 ● 橋梁の色彩はこげ茶色とすること。また、コンクリート橋は、コンクリートの明度を弱めること。 ● 防護柵は、ガードケーブルを用いること。ただし、安

		全確保上やむを得ない場合は、ガードレールも可とする。 ● 防護柵の色彩は、ケーブル部分を除きこげ茶色とすること。ただし、自然材料を用いる場合は素材色も認める。 ● 案内標識等は必要最小限とし、デザイン、規格等の統一を図ること。 ● 道路照明は、光害予防の観点から、トンネル及びその周辺、橋梁及びその周辺、チェーン脱着所、待避所又は夜間に歩行者が利用する区間において、安全確保上やむを得ない場合に限定し、必要最低限なものとする。また、その支柱等の色彩はこげ茶色とすること。ただし、自然材料を用いる場合は素材色も可とする。 ● 落石防止柵及び落石防止網の色彩は、支柱等の部分をこげ茶色とし、網の部分をこげ茶色又は光沢のない灰色とすること。 ● 擁壁等は、自然石等の自然材料を用いるか、自然材料を模した表面仕上げとすること。 (ウ) 法面処理 ● 切取及び盛土面は安定化を図るため、必要に応じて緑化等の措置を講ずること。 ● コンクリート吹付けは、安全確保上やむを得ない場合に限定し、コンクリートの明度を弱め、修景緑化することなどにより、風致への影響を軽減すること。 (エ) 廃道の取扱い ● 廃道敷は、工作物を撤去の上、修景緑化すること。ただし、やむを得ない理由により撤去することが困難な場合はこの限りではない。 < 配慮を求める事項 > ● 掘削によって生じた土砂及び岩石は極力工事現場において活用すること。 ● 掘削土を谷側や周囲へ流出させない措置を講じること。 ● 歩行者の多い区間は歩行者用通路を整備すること。
道路(歩道)	各地区共通	< 基本方針 > 登山者の事故防止及び高山植物の保護のため、案内板、指導標又は制札の設置を検討するものとし、材料は極力自然材料を用いるものとする。荒廃区間及び未整備区間の改良整備に当たっては、沿線の自然の改変を必要最小限とする。また、湿原部分は必要に応じて木道の整備を行う。 < 施設の基準 > (ア) 標識類 ● 標識類のデザインは、「自然公園等施設技術指針」(平成 25 年 7 月環境省自然環境局自然環境整備担当参事官室)における第 3 部第 7 章公共標識(サイン類)に準じたものとする。

	米子線	<基本方針> 米子大瀑布を周遊する探勝歩道であり、探勝者による適正な利用が図られるよう整備する。
	笠ヶ岳登山線	<基本方針> 町村境から笠ヶ岳に至る登山道であり、登山者による適正な利用が図られるよう整備する。
	五味池御飯岳線	<基本方針> 大池（五味池）から御飯岳に至る歩道である。乳山牧場内は探勝歩道として探勝者による適正な利用が図られるよう整備する。また、破風岳から御飯岳までは登山道として登山者による適正な利用が図られるよう整備する。
園地	各地区共通	<基本方針> 展望、休憩、情報提供等、地域の利用特性に応じた整備を図る。また、特に公園利用者が集まりやすい場所における危険木の処理に留意する。 <施設の基準> (ア)建築物の外部意匠・色彩・材料 ● 屋根の形状は、2/10～5/10の勾配を有する切妻、寄棟等の勾配屋根とすること。ただし、小規模な車庫、倉庫等についてはこの限りではない。 ● 屋根の色彩は、こげ茶色系又は黒色系とすること。ただし、自然材料又は銅板葺きを用いる場合は素材色も認める。 ● 壁面の色彩は、茶色系とすること。ただし、自然材料を用いる場合は素材色、また、公園利用者から望見されない場合は、白色系又は黒色系も認める。 <配慮を求める事項> ● 車庫、倉庫等小規模な付帯建築物は、極力主たる建築物と一体的に整備すること。 ● 法面や裸地が生ずる場合は、道路（車道）各地区共通<施設の基準>(ウ)法面処理に準じて取り扱う。
宿舎	各地区共通	<施設の基準> (ア)建築物の外部意匠・色彩・材料 ● 屋根の形状は、2/10～5/10の勾配を有する切妻、寄棟等の勾配屋根とすること。ただし、小規模な車庫、倉庫等についてはこの限りではない。 ● 屋根の色彩は、こげ茶色系又は黒色系とすること。ただし、自然材料又は銅板葺きを用いる場合は素材色も認める。 ● 壁面の色彩は、茶色系とすること。ただし、自然材料

		を用いる場合は素材色、また、公園利用者から望見されない場合は、白色系又は黒色系も認める。 (イ)規模 ● 建築物の高さは 15m以下とすること。ただし、既に 15mを超えている既存建築物の増改築又は建替えの場合は、従前の高さを超えないこと。
	山田温泉	<基本方針> 温泉、自然探勝等の利用を推進するため、山中の宿泊地として整備し、施設及びサービスの充実を図る。 <施設の基準> (ア)外部意匠 ● 建築物の意匠は、和風様式を基調とすること。
	七味温泉	<基本方針> 温泉、自然探勝等の利用を推進するため、山中の宿泊地として災害防止に配慮しつつ整備し、施設及びサービスの充実を図る。 <施設の基準> (ア)外部意匠 ● 建築物の意匠は、和風様式を基調とすること。
	山田牧場	<基本方針> 高原牧場及び笠ヶ岳登山の宿泊地として整備する。
	五色温泉	<基本方針> 豊富な温泉を利用した宿泊地として災害防止に配慮しつつ整備し、施設及びサービスの充実を図る。 <施設の基準> (ア)外部意匠 ● 建築物の意匠は、和風様式を基調とすること。
スキー場	全地区共通	<施設の基準> 「国立公園におけるスキー場事業の取扱いについて」(平成3年6月7日 付け環自国第315号)によるほか以下による。 (ア)保存緑地率 ● 「国立公園におけるスキー場事業の取扱いについて」(平成3年6月7日 付け環自国第315号)の3に基づき定める。 ● 既に基準以下となっているスキー場については、その緑地率を維持すること。

		(イ) スキー場事業施設の取扱い ● スキー場施設（滑降コース、ゲレンデ、スキーリフト、付帯施設等）の新設、改良又は増設（整備）は、必要最小限に留めるものとし、施設の整備に当たっては、第3章1. に掲げる主要展望地からの展望を妨げず、同章3.（2）に掲げる希少野生動植物が予定地及びその周辺に生息又は生育する場合は、当該希少野生動植物に悪影響を与えないようにすること。 ① 滑降コース・ゲレンデ ● 滑降コース・ゲレンデの整備は、利用上必要不可欠な場合に限ること。 ● 滑降コース・ゲレンデの配置は、十分な施設間隔を保つこと。 ● 滑降コース・ゲレンデの幅は50m以下とすること。既に幅が50mを超えている滑降コース・ゲレンデの整備は、従前の幅を超えないように行うこと。 ● 滑降コース・ゲレンデの整備は、スキーリフトの起終点、中継点又はスキーリフト沿線の地域で利用上必要な場合に限るものとし、その規模は必要最小限とすること。 ● 滑降コース・ゲレンデの整備は、原則として自然地形を維持し、安全確保上やむを得ない場合を除き土地の造成を行わないこと。やむを得ず造成する場合は、必要最小限の規模とし、速やかな緑化を図ること。 ② スキーリフト ● リフト支柱の色彩は、こげ茶色とすること。 ③ 建築物の規模・外部意匠・色彩・材料 ● 建築物の高さは15m以下とすること。 ● 屋根の形状は、2/10～5/10の勾配を有する切妻、寄棟等の勾配屋根とすること。ただし、小規模な車庫、倉庫等についてはこの限りではない。 ● 屋根の色彩は、こげ茶色系、黒色系又は銅板葺きの素材色とすること。ただし、自然材料を用いる場合は素材色も認める。 ● 壁面の色彩は、茶色系とすること。ただし、自然材料を用いる場合は素材色、また、公園利用者から望見されない場合は、白色系又は黒色系も認めるものとする。 <配慮を求める事項> ● 車庫、倉庫等小規模な付帯建築物は、極力主たる建築物と一体的に整備すること。 ● 法面や裸地が生ずる場合は、道路（車道）各地区共通<施設の基準>（ウ）法面処理に準じて取り扱うこと。 ● 支障木は極力周辺へ移植を行い、修景緑化を図ること。 ● 工事によって生じた岩石は、極力土留め材料等に有効活用すること。 ● スキー場内の放送等音響や人工造雪機の使用については、必要最小限とすること。
--	--	---

		● 融雪防止剤等は、自然環境への影響が懸念されるため使用しないこと。 ● 車道沿線や宿舎に近接する緩斜面については、植物鑑賞、運動、ピクニック等の場としてのスキー利用期以外の活用を地域において検討すること。
--	--	--